

帰国・外国人児童生徒等に対する 文部科学省の施策について

平成26年度都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

平成26年8月1日(金)

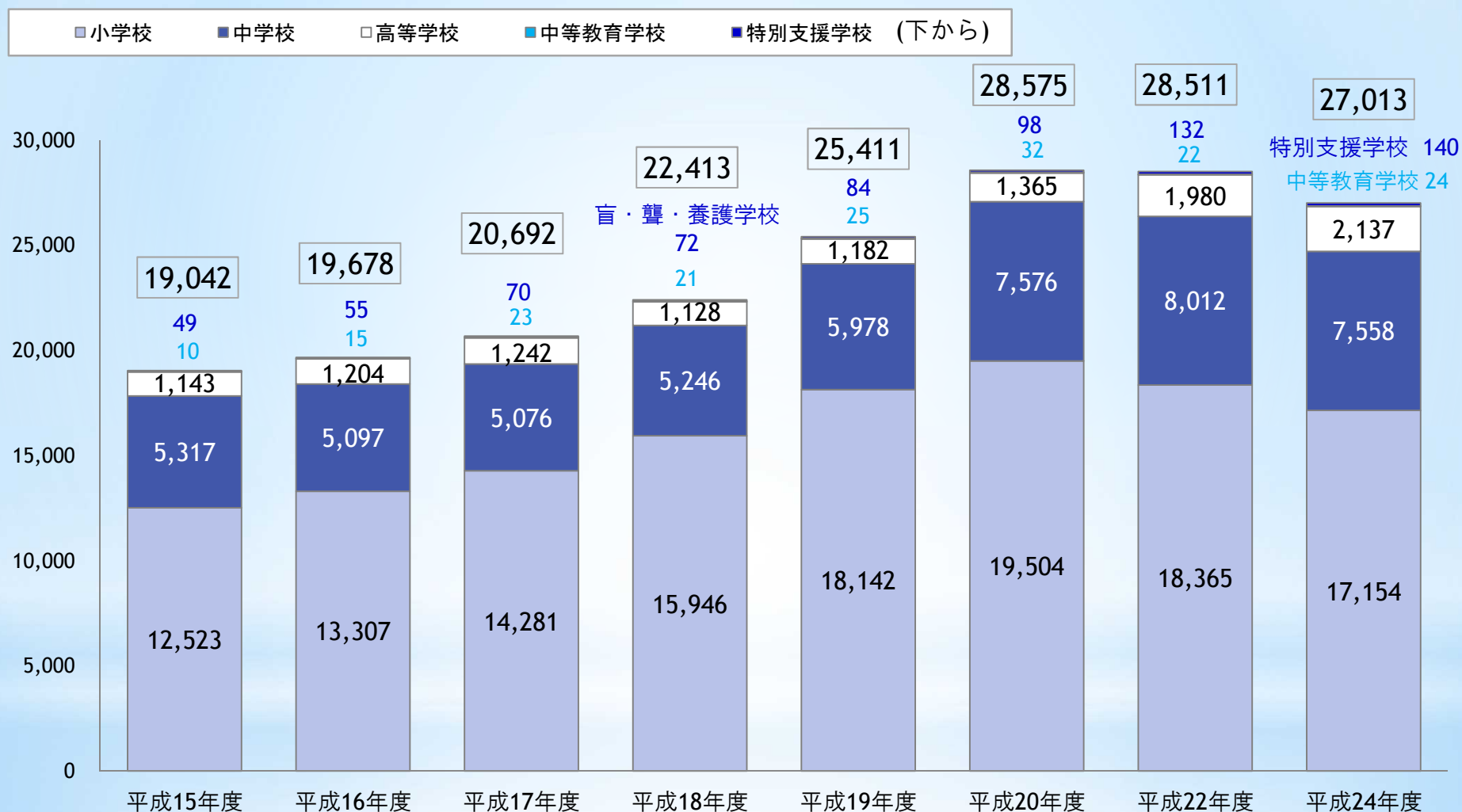
文部科学省初等中等教育局 国際教育課 課長補佐 河村 裕美



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 日本語指導が必要な外国人児童生徒数/公立学校

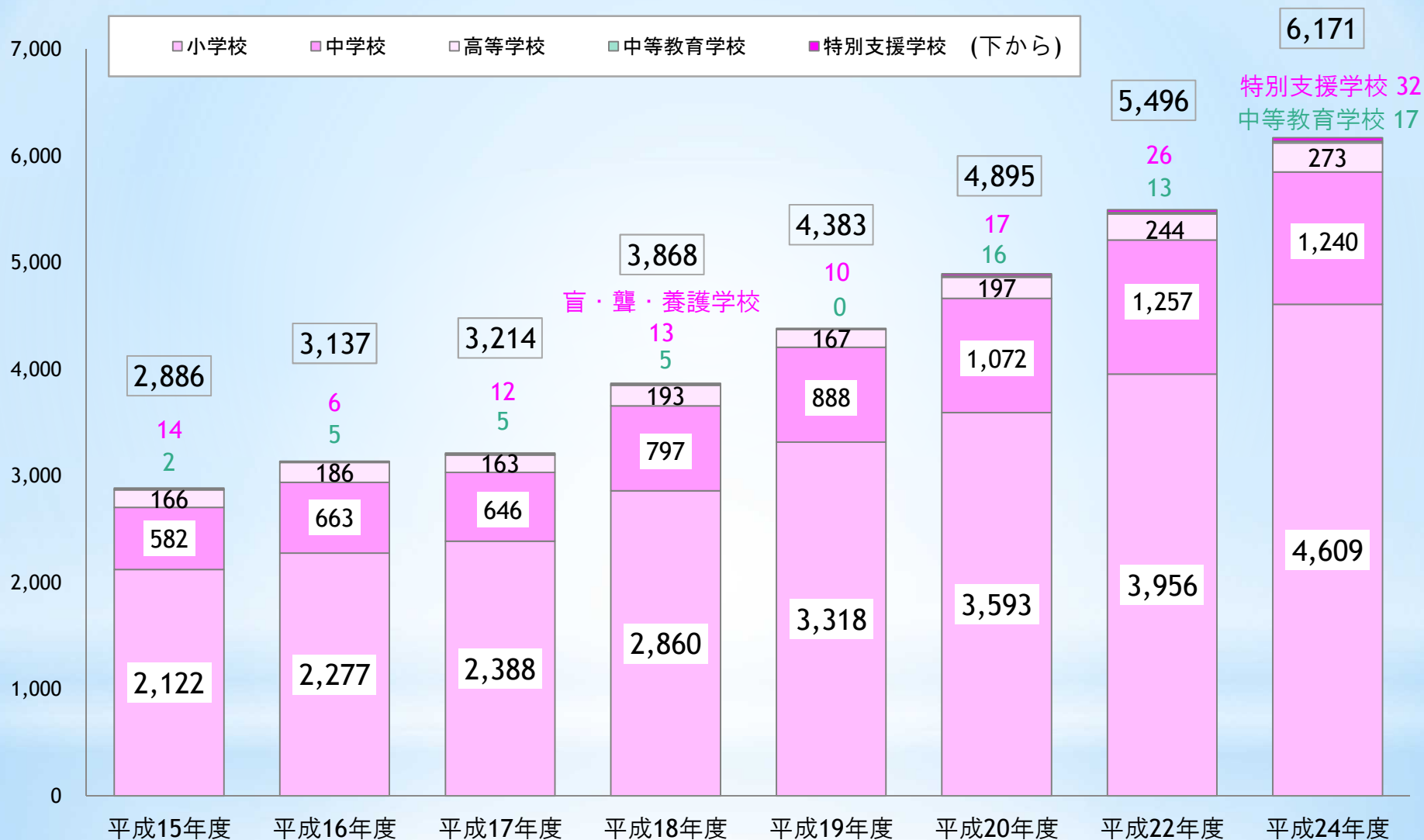


(平成22年度まで各年9月1日現在、平成24年5月1日現在)

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

※「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分できない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。

2. 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数/公立学校



(平成22年度まで各年9月1日現在、平成24年5月1日現在)

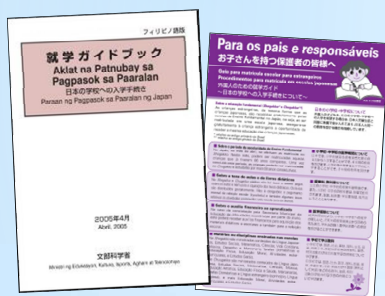
出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

※「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒」とは、帰国児童生徒のほか、本人が重国籍又は保護者の一人が外国籍である等の理由から、日本語以外の言語を家庭内言語として使用しており、日本語の能力が十分でない児童生徒が含まれる。

3. 施策～入りやすい公立学校をめざして

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

○就学ガイドブックの作成・配布



○外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置



○自治体の取組を支援する補助事業の実施



○日本語指導者等に対する研修の実施



○「外国人児童生徒受入れの手引き」の作成・配付



○情報検索サイト「かすたねっと」の開設

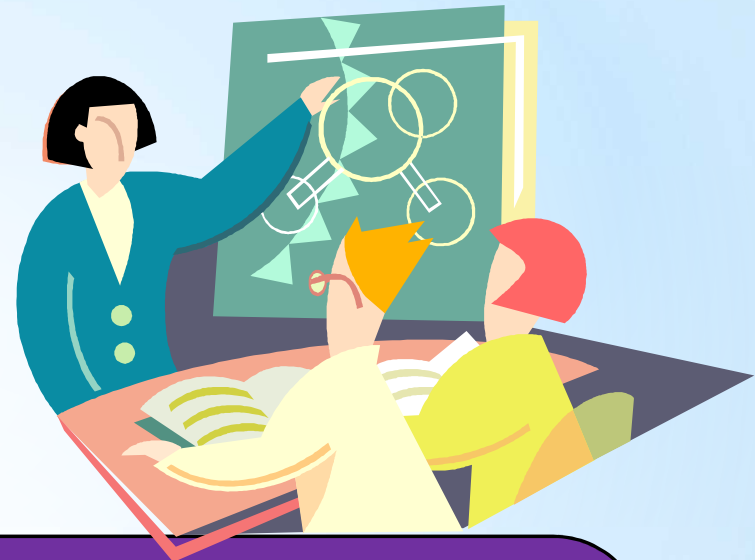


○日本語能力測定方法



○研修マニュアル





**日本語指導の
「特別の教育課程」の
編成・実施**

4. 学校教育における日本語指導の教育課程への位置付け

○ 日本語指導が必要な児童生徒の学ぶ権利を保障し、学校教育法施行規則及び学習指導要領で定める教育課程に基づく学習内容の定着を図る上で、他の児童生徒とともに学校生活を送るために必要な日本語を身に付け、日本語で各教科等の学習に参加できるよう配慮することも大切である。

→ **日本語指導を教育課程に位置付けて行うことができるようにする。**

学校教育の一環として行う日本語指導の質の担保を図ることが必要。

児童生徒の実態に応じて、例えば、各教科等の授業時数に替えて日本語指導を行う時間を設けることができるようにすることが必要。

国が示す一定の要件を満たす日本語指導を行う場合には、「特別の教育課程」を編成・実施することができるようにする。

5. 「特別の教育課程」による日本語指導の要件

「特別の教育課程」による日本語指導

(Ⅰ)指導の内容

児童生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導。

(Ⅱ)指導の対象とする児童生徒

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する日本語指導が必要な児童生徒。

(Ⅲ)指導者

- ①日本語指導担当教員(主たる指導者):教員免許を有する教員(常勤・非常勤講師を含む)
- ②日本語指導補助者:日本語指導や教科指導等の補助を行う支援者、子供の母語がわかる支援者

(Ⅳ)授業時数

年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。また、障害のある児童生徒に対して「通級による指導」と併せて行う場合は、2種類の指導の授業時数の合計が、おおむね280単位時間以内とする。

(Ⅴ)指導の形態及び場所

児童生徒の在籍する学校における「取り出し指導」を原則とする。ただし、指導者の確保が困難な場合には、他校における指導も認める。

(Ⅵ)指導計画の作成及び学習評価の実施

対象児童生徒が在籍する学校において、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行う。当該計画及びその実績は、学校設置者に提出する。

6. 「特別の教育課程」による日本語指導の要件 : (VI) 指導計画の作成及び学習評価の実施

(指導計画の作成及び学習評価の実施)

- 対象児童生徒が在籍する学校において、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況も含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行う。
- 当該計画及びその実績は、学校設置者に提出する。

「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合に、児童生徒の在籍する学校において作成すべき指導計画

学校設置者に提出する指導計画
(特別の教育課程編成・実施計画)

学校内で作成する指導計画
(個別の指導計画)

児童生徒に関する記録

指導に関する記録

「特別の教育課程」による日本語指導を行う旨を、指導を行う児童生徒が在籍する学校から学校設置者（教育委員会等）に届け出る。

具体的な指導計画を作成することにより、児童生徒一人一人の実態を的確に把握した上で、

- ・進級・進学を経ても、一貫したきめ細かな日本語指導
- ・学校設置者や保護者、その他関係機関等との連携協力による十分な支援

を行うことが期待される。

※1 各計画は、児童生徒が在籍する学校の校長の責任の下で、担任と日本語指導担当教員が連携して作成するものとし、定期的に行う学習評価を踏まえて、適宜見直しを行い、改善を図ることが求められる。

※2 「特別の教育課程」による日本語指導の実績についても、学校から学校設置者に報告するものとする。

【参考】指導計画に盛り込むべき事項例

学校設置者に提出する指導計画 (特別の教育課程編成・実施計画)	学校内で作成する指導計画 (個別の指導計画)	
<p>児童生徒別の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大まかな指導内容 ・ 指導形態 ・ 授業時数・指導期間 <p>※ 指導の対象となる児童生徒全員分を一覧にして提出。</p>	児童生徒に関する記録	指導に関する記録
	<p>※ 指導の対象となる児童生徒一人一人について作成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 性別・生年月日 ・ 国籍等 ・ 家庭内で使用する言語 ・ 入国年月日、学校受入年月日 ・ 生育歴・学習歴 ・ 家族構成、家庭の状況 ・ 学校内外での支援の状況 ・ 進路希望 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語の能力 ・ 指導目標・内容・形態 ・ 指導者の名前 ・ 指導場所 ・ 授業時数・指導期間 ・ 授業内容・方法に関する評価及び学習状況の評価 <p>等</p>

- 指導計画の作成・管理に係る教育現場の負担が過重とならないよう配慮が必要。
- 各計画の事例については、「外国人児童生徒受入れの手引き」における「日本語指導のコース設計」や地域の事例なども参考にしていただきたい。

(学校内で作成する指導計画 記入例)

個別の指導計画 (参考様式)

様式2 (指導に関する記録)

フリガナ 児童名	()年	作成者	作成日 更新日	年 月 日 年 月 日			
日本語力	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な文型で構成された2～3文の会話を、ゆっくりとした速さなら聞いて理解できる。 ・理解できる言葉であっても、自分で話したり書いたりできる内容は限定的である。 <p>※児童生徒の日本語の力を、「話す、読む、書く、聴く」の4技能、あるいは①会話力(主として単語での発話か、単語を幾つぐらいつなげて話しているか、どの程度の文が聞き取れているかなど。)②文字の習得度(ひらがな・カタカナ・漢字が何年生程度かなど)③読解作文の力(単文レベルか、重文・複文まで可能か、それらで構成された文章はどのような内容まで理解できるかなど)などの視点から記入する。</p>						
指導目標	<p>【初期の後期段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①日本語で学校生活に参加するために必要な文字や文など、基礎的な日本語の力を育てる。 ②日本の学校生活や社会生活において、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。 <p>※一例として、「日本語の能力に応じた指導プログラム例」(※注)の「大目標」等が考えられる。</p>						
指導計画							
「特別の教育課程」	月	4	5	6	7	8	※一例として、「日本語の能力に応じた指導プログラム例」(※注)の「日本語の学習段階」等が考えられる。
	段階	初期の後期段階					
	日本語学習内容	①日本語の基礎学習					
		②技能別の日本語学習	②技能別の日本語学習				
		③日本語と教科の統合学習	③日本語と教科の統合学習				
※8月に計画を見直して記載する。		④教科の補習					
	【前期】						

※「外国人児童生徒の受入れの手引き」(文部科学省)p26～の「日本語指導のプログラム」等が考えられる。

(学校設置者に提出する指導計画・報告 記入例)

〇〇年度 特別の教育課程編成・実施計画(参考様式)

「報告」の記入例も
本シートを参照のこと。

この様式例にこだわることなく、従来の名簿
等を適宜改良して活用することも考えられる。

学校名	〇〇市立〇〇小学校
学校長	〇〇 〇〇
提出日	平成〇〇年 〇月 〇〇日

指導内容：①サバイバル日本語、②日本語基礎、③技能別日本語、④日本語と教科の統合学習、⑤教科の補習

No.	学年	児童生徒氏名	指導内容							指導時間	指導形態	指導者	
			学習段階	①	②	③	④	⑤	その他				指導期間
1	小1	〇〇 〇〇 〇〇	初期の前期	○	○						週4時間	グループ指導	〇〇〇〇
											H26.4～		
2	小2	〇〇〇 〇〇	初期の後期		○		○				週4時間	週2 グループ指導 週2 個別指導	〇〇〇〇
											H26.4～		
3	小2	〇〇 〇〇 〇〇	教科につながる学習				○	○			週2時間	個別指導	〇〇〇〇
											H26.4～H26.12		
4			年度途中で「特別の教育課程」による指導を終了した場合は、指導期間を記入しておく。										
5	小4	〇〇 〇〇	初期の前期	○	○	○					週6時間	〇〇小学校へ通級 (週4 グループ学習 週2 個別指導)	〇〇〇〇 (〇〇小 教諭)
											H26.10～		
6			編入など、年度途中で「特別の教育課程」による指導を開始した場合は、順次追記しておく。										

(学校内で作成する指導計画 記入例)

個別の指導計画(参考様式)

様式1(児童生徒に関する記録)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
在籍					H23	H24	H25	H26	
フリガナ 児童生徒氏名 (通称)	(男・女)					国籍等	ブラジル		
フリガナ 保護者氏名 (通称)						続柄	父		
生年月日	平成12年 5月 10日					出生地	ブラジル		
入国年月日	平成23年 3月 25日			学校受入年月日		平成23年 4月 1日			
家族構成	祖父、父、母、姉、本人、弟								
家庭内使用言語	祖父・弟とは日本語、 父・母・姉とはポルトガル語								

7. 「特別の教育課程」による日本語指導の要件 : (VI) 指導計画の作成及び学習評価の実施

(学習評価の実施)

- 「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合、児童生徒の自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを含めた学習の状況を適切に評価するとともに、児童生徒一人一人に、指導計画に基づく学習内容が確実に定着するよう、指導の改善につなげる上で、児童生徒に対する学習評価を行うことは重要。
 - 日本語指導担当教員が適宜、日本語指導補助者と情報交換を行いながら、実施。
-
- まず、児童生徒が学校に入学・編入学してきた時点で、日本語の能力や学校生活への適応状況も含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な観点について、総合的に把握することが重要。
その上で、指導を通じて、日本語の能力や各教科等の学習活動に日本語で参加するための能力がどの程度向上しており、具体的にどのような課題があるのか等について、一定の期間ごと(月・学期・年度など)に把握し、適宜、「個別の指導計画」(特に、「指導に関する記録」)自体の見直しを行い、具体的な指導内容や指導方法の改善に生かしていくことが必要。
 - 上記の能力の把握に当たっては、授業中の観察、発表やスピーチ、作文などの成果物の確認など様々な方法を活用して、児童生徒一人一人の日本語の能力や学習状況を総合的に把握する工夫が必要。
 - 児童生徒の日本語の能力や学習成果には、編入学前の教育状況、日本での滞在期間のほか、性格や学校への適応状況、家庭でも学習環境など、様々な要因が影響を与え得る。児童生徒一人一人の日本語の習得に影響を与えている諸要因にも着目しつつ、積極的に学習活動に参加しようとする意欲や態度についても、学習評価を行うことが求められる。
 - 「特別の教育課程」による日本語指導に係る学習評価の結果については、児童生徒の担任や各教科を担当する教員にも共有し、在籍学級における各教科等の指導や学習評価にも考慮されること。
 - この他、一般の児童生徒と同様に、学習指導要領に定める目標に準拠して評価を行うことや個人内評価を重視すること、学習指導と学習評価とを一体的に進めること、指導目標や指導内容、評価規準の設定においては一定の妥当性が求められることなどについて、十分配慮することが求められる。

8. 「特別の教育課程」による日本語指導の実現により期待される効果と今後の展望

期待される効果

- ・ 児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな指導の実現
 - ・ 指導を受けた児童生徒が各教科その他の教育活動に日本語で参加できるようになること
 - ・ 地域や学校において日本語指導に携わる関係者の意識の啓発及び指導力の向上
- ☆ 学校教育の一環として行う日本語指導の全国的な質の担保
- ☆ 日本語指導が必要な児童生徒が学校において主体的に学び、希望する進路を選択できる機会の保障

今後の展望

- ・ 「特別の教育課程」による日本語指導の着実な実施の推進のため、国、都道府県、学校設置者、そして各学校等の関係機関が連携協力し、具体的な指導内容・指導方法及び教材の充実、指導者の資質向上を図ること等も重要である。
- ・ 日本語指導が必要な子供たちが、学校生活に適応し、生き生きと様々な学習活動に参加できるようにするために、学校に就学する以前から、進学・就職など希望する進路を歩むまで、一貫して必要な支援を受けることができる環境整備が必要である。
- ・ 地方公共団体や学校においては、就学前の日本語能力が不十分な子供たち及びその保護者に対して、就学相談や就学前教育を行ったり、進学・就職を希望する生徒への進路相談の充実、高等学校等における受入体制の整備に努めたりすることも重要である。

外国人児童生徒受入れの手引き

【作成のねらい】

外国人児童生徒教育に関わるそれぞれの立場の方が、どのような取組を行うことが必要かなどを明示することにより、外国人児童生徒に対する支援の継続性を確保するとともに、担当者同士の協力・連携を強化し、外国人児童生徒教育の一層の充実を図ることを目的として、本手引を作成し、平成23年3月に発行しました。

外国人児童生徒の
背景

多くの人の
外国人児童生徒教育への関わり

外国につながる
子どもの増加

特定地域から
全国各地への広がり

出身国の違いなど
生活・学習背景の多様化



具体的な取組の
指針の明示

外国人児童生徒教育の
一層の充実

それぞれの立場ごとの
役割の明確化

担当者同士の
協力・連携の強化

支援の継続性の確保

【本書の構成】

序章:本書のねらいと構成

第1章:外国人児童生徒の多様性への対応

第2章:学校管理職の役割

第3章:日本語指導担当教員の役割

第4章:在籍学級担任の役割

第5章:都道府県教育委員会の役割

第6章:市町村教育委員会の役割

外国人児童生徒は、出身国・地域やそれまでの学習歴など、一人一人の背景が異なっているため、外国人児童生徒の受入れには、多くの方々の協力が必要です。

このことを踏まえ、本書は第2章～第6章のように、それぞれの立場の方の視点で構成しております。

本書により、それぞれの立場の方が、

- ・外国人児童生徒とどのように関わるか
- ・外国人児童生徒の実態を捉えて、どのように実践的な指導を進めるか
- ・家庭や地域のNPO、ボランティア組織、関係機関とどのように関わるかなどについて、様々なヒントを得ていただくとともに、担当者が代わっても受入れの取組を継続して行っていただけることを期待しています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.

外国人児童生徒受入れの手引き

検索

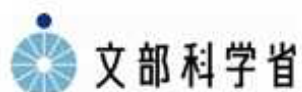


文部科学省

初等中等教育局国際教育課



このサイトは、文部科学省
初等中等教育局国際教育
課が運営しています。



「かすたねっと」は外国につながるのある
児童・生徒の学習を支援する
情報検索サイトです



関連サイト

海外子女教育、帰国・外国人
児童生徒教育等に関する
ホームページCLARINET
(文部科学省)



お知らせ

- 教材検索の категорияに「利用対象者」を追加しました。指導者用資料を検索することができます。(2014.1.10更新)

全国で公開されている多言語の学校関係用語検索(多言語・学校プロジェクト)



教材検索

ウェブで公開されている
多言語教材を探す

文書検索

ウェブで公開されている
多言語学校関係文書
を探す

多言語の学校関係
用語検索

【参考】 これまでの検討経緯及び今後のスケジュール

平成24年度	4月	「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議」設置 (平成24年4月11日初等中等教育局長決定)
	4月24日	検討会議(第1回)
	6~7月	「公立学校における日本語指導の在り方に関する調査」の実施
	7月31日	検討会議(第2回)
	12月27日	検討会議(第3回)
	3月21日	検討会議(第4回)
平成25年度	6月3日	中央教育審議会教育課程部会への付議
	8月8日	中央教育審議会初等中等教育分科会への付議
	8月20日~9月18日	パブリックコメントの実施
	1月14日	学校教育法施行規則の一部を改正する省令 及び 告示 公布 都道府県教育委員会等への通知の発出
平成26年度	4月1日	施行(新制度スタート)

9. 「特別の教育課程」による日本語指導の実施に向けて



	県 ・ 市町村 ・ 学校 ・ 連携機関				
平成26年度					
平成27年度					
平成28年度					